

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 法人税と事業税の課税標準

Q：法人税と事業税の課税標準は同じでしょうか。

A：同じになることが多いのですが、一部について、違った取扱いをする項目があります。

### 【解説】

事業税の課税標準である所得の金額の算定に当たって、法人税と違った取扱いをするのは、次のような項目です。

#### (1)非課税事業

林業、鉱物の掘採事業、特定の農事組合法人の行う農業については事業税は非課税

#### (2)法人税の所得計算の例によらないもの

- ① 所得税額の損金不算入
- ② 欠損金の繰戻還付請求制度がないことに伴う繰越控除の調整
- ③ 医療法人等の社会保険診療報酬等に係る所得の課税除外
- ④ 外国法人税額の損金算入額
- ⑤ 海外投資等損失準備金制度の不適用
- ⑥ 技術等海外取引に係る所得の特別控除の不適用
- ⑦ 超短期所有土地等に係る法人税におけるみなし欠損金の繰越控除の不適用
- ⑧ 寄付金の損金算入限度額の調整
- ⑨ 農業協同組合等の留保所得に係る課税の特例についての益金算入限度額の調整

